



事務連絡
平成29年7月26日

建設業社会保険推進連絡協議会 構成員 各位

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長

社会保険加入の更なる徹底を図るための経営事項審査等の改正について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素は、国土交通行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、建設業の社会保険加入対策については、皆様のご理解、ご協力をいただきながら様々な取組を行ってきたところですが、目標年次である本年度においても、更なる加入徹底を図るため、去る平成29年5月8日、第1回建設業社会保険推進連絡協議会を開催し、平成29年度の取組方針についてご提案させていただき、ご議論いただいたところです。

上記取組方針においてお示しした追加的な措置のうち、

- ・公共標準約款を改正し、元請に対し、下請を社会保険加入企業に限定する旨規定
- ・標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加
- ・経営事項審査における社会保険未加入企業に対する減点の寄与の強化

に関しまして、昨日7月25日、中央建設業審議会総会を開催し、下記のとおり経営事項審査及び建設工事標準請負契約約款を改正することにつき、ご審議いただき、ご了承を得ておりますので、お知らせいたします。

なお、中央建設業審議会総会の資料については、後日、国土交通省のHPにおいて掲載される予定です。また、これらの改正に伴う留意点等については、別途お示しさせていただく予定です。

引き続き、建設業における社会保険加入対策についてご理解、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 経営事項審査の改正について（社会保険未加入等に関する減点措置の厳格化）

- ・社会性等（W点）の評価において、社会保険に未加入の場合、各保険につき40点ずつ減点しているが、現行のW点は合計値の下限がゼロとなっているため、減点効果を適切に反映する観点から、今後は下限を廃止し、合計でのマイナス値を認める改正を実施。

2. 建設工事標準請負契約約款の改正について（社会保険加入促進に係る改正）

- ・公共工事において、当該工事の下請を社会保険加入企業に限定する旨の規定を新設。ただし、地方公共団体の実情に配慮し、加入企業に限定する下請の範囲やペナルティの適用に関しては、選択して条文を採用できるよう措置。
- ・公共・民間工事問わず、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

<添付資料>

- 平成29年度を取組方針について（平成29年5月8日第1回建設業社会保険推進連絡協議会資料）
- 社会保険加入促進対策の状況について（平成29年7月25日中央建設業審議会総会資料）
- 経営事項審査の改正について（平成29年7月25日中央建設業審議会総会資料）
- 建設工事標準請負契約約款の改正について（平成29年7月25日中央建設業審議会総会資料）

平成29年度の取組方針について

平成29年度の取組方針について

1. 追加的な対策の実施

○5年間の社会保険未加入対策の取組の取組の目標年次となる平成29年度は、以下の対策を順次、検討・実施するとともに、状況に応じて追加的な措置を講じる

① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

- ・ 地方公共団体発注工事を社会保険加入企業に限定する取組の推進
- ・ 地方公共団体発注工事の積算における、法定福利費の計上状況をフォローアップ
- ・ 公共標準約款を改正し、元請に対し、下請を社会保険加入企業に限定する旨規定

② 民間発注工事における対策

- ・ 標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加
- ・ 工事を受注する際に施工を社会保険加入企業に限定する誓約書の活用

⑤ 周知・啓発等の充実

- ・ 社会保険に関する相談窓口の充実、パンフレット・マニュアル等の充実
- ・ 一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められる場合についての確認項目の整理

③ 社会保険未加入企業への対策の強化

- ・ 建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化
- ・ 企業情報検索システムにおいて、許可業者の社会保険加入状況の「見える化」の実施
- ・ 経営事項審査における社会保険未加入企業に対する減点の寄与の強化

④ 地域における優良な取組の推進

- ・ 都道府県ごとに、地域の特性に応じた社会保険の加入を推進する会議を設置し、地域における社会保険加入に係るきめ細かな取組を定着させる

2. 実態の把握

○社会保険加入状況等の実態把握を行い、5年間の社会保険未加入対策で講じてきた施策の有効性等を検証するとともに、実態に応じた効果的な対策について検討する

① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

◇ 現状・課題

- ・平成29年4月以降、国土交通省直轄工事においては、2次以下の下請企業を含めて、社会保険加入業者に限定する対策を講じているところ（防衛省、農林水産省においても同様の措置を講じている）
- ・都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているが、対策を講じている市町村は徐々に増加傾向であるもの、一部に留まっている
- ・社会保険に加入している事業者からは、自治体の工事に参加する企業には、未だ社会保険に加入していない企業が存在しており、それらの企業との間では、競争上不利になることから、少なくとも公共工事については、法定福利費を積算に含めた上で、参加する企業を社会保険加入企業に限定する取組が必要との声がある

◆ 取組方針

（各団体における取組の推進）

- ・都道府県及び政令市の発注工事において、直轄工事に準じた社会保険加入企業に限定する対策を徹底
 - ・市町村発注工事においても、社会保険加入企業に限定する対策の浸透
 - ・積算における法定福利費の計上状況のフォローアップ（入契法に基づく調査の実施〔7月頃〕）
→フォローアップ調査の結果に応じ、法定福利費を確実に含めた積算の要請や見込まない積算を行っている団体名の公表
- #### （地方公共団体への働きかけ）
- ・都道府県を一同に集めた会議を開催し、発注工事における社会保険加入企業への限定や、法定福利費の計上を要請〔5月29日〕
 - ・各ブロックごとに都道府県の取組状況をフォローアップし、市町村への働きかけも含めた対応を協議〔6月頃〕
 - ・各ブロックで公共工事発注者対象の説明会を開催し、市町村を含めて直接働きかけ（あわせて、公共工事に参加する建設業者対象の説明会を開催し、直轄工事の対策内容について直接周知）〔6月頃～〕

平成29年度の取組方針について【1. 追加的な対策の実施】

① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

◆ 取組方針

(公共標準約款の改正)

- ・ 公共標準約款を改正し、元請に対し、当該工事の下請(二次以下を含む)を社会保険加入企業に限定する旨規定することを検討[中建審(夏頃)での審議を予定]
※地方公共団体の中には、一次下請に対する対策も未実施の団体があることを踏まえ、選択して導入できるような規定とすることも検討

(参考) 地方公共団体発注工事における対策の実施状況

<平成28年度入契調査より>

① 公共工事の元請業者を社会保険等加入業者に限定する取組

	実施している(定期の競争参加資格審査又は個別の発注工事における競争参加資格審査等)		実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	17	15	2	4
都道府県	45	38	2	9
政令指定都市	19	14	1	6
市区町村	821	597	900	1124

② 公共工事の下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、1次下請まで加入企業に限定(2次下請以降の限定も含む)		その他の下請業者への対策を実施(未加入業者の通報を含む)		対策を実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	6	5	6	3	7	11
都道府県	9	2	31	19	7	26
指定都市	3	1	11	7	6	12
市区町村	134	89	813	47	774	1585

<各都道府県への聞き取り>

H29.4.1時点の各都道府県における対策の実施状況は、元請については全都道府県、1次下請については28団体、2次下請については3団体で加入企業に限定する措置を講じているところ

② 民間発注工事における対策

◇ 現状・課題

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、加入にあたって必要な法定福利費が発注者から元請企業を通じて下請企業に行き渡ることが必要不可欠
- ・ 標準見積書の活用は着実に普及しており、法定福利費を確保する手法として有効
- ・ 事業者からは、法定福利費を確保し、下請け企業までいきわたらせるには、更なる対策が必要との意見がある
- ・ また、公共工事と民間発注工事との間で、保険の加入や法定福利費の支払いの取組について温度差があるとの声がある

◆ 取組方針

（法定福利費の確保に向けた標準約款の改正）

- ・ 標準約款（公共／民間／下請）を以下の通り改正することを検討〔中建審（夏頃）での審議を予定〕
 - ・ 受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを義務付け（公共約款では第3条）
 - ・ 発注者が検査合格後に受注者に対して支払う請負代金について、法定福利費を含む旨を明記（公共約款では第32条）
- ※ 受発注者間の契約については、ガイドラインにおいては見積書での内訳明示を求めていないため、発注者、受注者（元請企業）双方に対し、十分な周知・説明を行うことが必要（まずは、下請約款を先行的に改正するという手法も考えられる）

（社会保険加入企業に限定する取組の推進）

- ・ 工事を受注する際に施工を社会保険加入企業に限定する誓約書のひな形を作成し、活用することを検討

(参考) 標準約款について

- 建設工事の請負契約において合意内容に不明確、不正確な点がある場合、後日の紛争の原因ともなりかねず、また、いわゆる請負契約の片務性がある場合、建設業の健全な発展と建設工事の施工の適正化を妨げるおそれ。
- このため、建設業法第34条第2項に基づき、中央建設業審議会(中建審)が当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告することとされている。
- 中建審は、公共工事用として公共工事標準請負契約約款、民間工事用として民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙)並びに下請工事用として建設工事標準下請契約約款を作成。

・ 請負代金内訳書に関する規定(例)

民間
(甲)

(請負代金内訳書及び工程表)

第四条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

下請

(請負代金内訳書及び工程表)

第二条 下請負人は設計図書に基づき請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出して、その承認を受ける。

・ 請負代金の支払いに関する規定(例)

民間
(甲)

(請求及び支払い)

第二十八条 第二十三条第一項又は第二項の検査に合格したときは、契約書に別段の定めのある場合を除き、受注者は、発注者にこの契約の目的物を引き渡し、同時に、発注者に請負代金の支払いを完了する。

(引渡し時の支払い)

第三十一条 下請負人は、第二十五条(検査及び引渡し)第二項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

下請

2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、契約書の定めるところにより、請負代金を支払う。

平成29年度の取組方針について【1. 追加的な対策の実施】

③ 社会保険未加入企業への対策の強化

◇ 現状・課題

- ・ 5年間の未加入対策の実施の結果、公共工事労務費調査結果等によれば、加入率は着実に上昇
- ・ 一方で、法令に違反して未加入の事業者等が依然として存在していることで、法定福利費を適正に含まない額でダンピング受注等の要因となっているとの声がある。

◆ 取組方針

（社会保険未加入企業への対策の強化）

- ・ 建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化（両者による新たな取り組を検討）
- ・ 建設業者等企業情報検索システムにおいて、建設業許可業者の保険加入状況を「見える化」
- ・ 経営事項審査を改正し、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

（現場における社会保険加入の徹底）

- ・ 建設キャリアアップシステムを活用した社会保険加入の確認方法の検討
- ・ 保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討

(参考)経営事項審査における減点幅の拡大について

経営事項審査における未加入企業の減点

- 経営事項審査では、W(社会性等)の評価項目において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の未加入企業に対し、減点を行っている
- 社会保険未加入企業の排除を促進するため、これまでも、減点幅の拡大等の措置を実施してきたところ

経営事項審査における社会保険未加入に係る評価項目の経緯

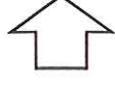
<～H20>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ・賃金不払件数(自己申告)
- ⇒それぞれ15点ずつ減点
(計45点)



<～H24>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ30点ずつ減点
(計60点)



<H24～現在>

- ・雇用保険未加入
- ・健康保険未加入
- ・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ40点ずつ減点
(計120点)

→ 依然として、経営受審企業約14万社のうち約1,000社が未加入により減点されており、更なる厳格化が必要

平成29年度の取組方針について【1. 追加的な対策の実施】

④ 地域における優良な取組の推進

◇ 現状・課題

- ・平成24年より社会保険未加入対策を開始し、加入率は着実に上昇しているが、下請次数が高いほど加入率が低く、小規模事業者に未加入の企業・作業員が多い現状
- ・社会保険制度や、法定福利費を内訳明示した見積書、現場毎の加入指導等について、地域レベルで理解を広げる取組が必要
- ・これまで団体を通じて様々な加入促進策等の周知や推進を進めてきたが、これと併せて、各地域において社会保険の加入に積極的に取り組む企業をフォーカスすることで、個々の企業に対し、社会保険の加入について必要となる具体的な行動を促していくことが必要

◆ 取組方針

- ・都道府県単位で「社会保険加入推進会議」を開催し、社会保険加入に積極的に取り組む企業が守るべき行動基準を採択する
- ・各地域において行動基準を遵守する企業数を増やしていく取組を展開

※以下についても検討

- － 行動基準の内容
- － 行動基準を遵守するインセンティブのあり方

【行動基準（イメージ）】

- | | | |
|------|-------------------|--------------|
| (元請) | ①標準見積書の活用 | ②法定福利費の支払い |
| | ③下請企業の加入確認・指導 | ④作業員の加入確認・指導 |
| | ⑤法令上義務のある保険の適切な確認 | |
| (下請) | ⑥標準見積書の活用 | ⑦ダンピング受注しない |
| | ⑧雇用と請負の区別 | ⑨労働者の保険加入徹底 |

⑤ 周知・啓発等の充実

◇ 現状・課題

- ・ 5年間の社会保険未加入対策の取組の結果、企業単位・従業員単位の加入率は着実に上昇
- ・ 加入要件等の制度の詳細や法定福利費の計算方法等、各現場において社会保険に関する理解の徹底が引き続き必要
- ・ 特に平成29年4月以降は、作業員の現場入場に関連する問い合わせが増加しており、相談体制の充実・強化を通じて適切な社会保険加入を進めていくことが必要

◆ 取組方針

(相談体制の充実)

- ・ 社会保険加入対策に関する問い合わせにきめ細かく対応するための相談窓口の充実(建設業フォーアアップ相談ダイヤルへの追加) ※4月17日に措置済み

(周知・啓発の徹底)

- ・ 社会保険加入対策に係るパンフレット、マニュアル等の充実

(下請指導ガイドラインの改訂)

- ・ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められるために確認すべき項目を検討
 - 検討結果を踏まえ、「下請指導ガイドライン」の改訂を視野

平成29年

5月8日

■ 第1回連絡協議会

- ・平成29年度の取組方針について意見交換

- 取組方針に従い、順次、必要な対策を検討・実施
- 社会保険加入状況等の実態調査実施（6月頃）
 - ・ 社会保険の加入実態
 - ・ 法定福利費の支払い状況等→ 社会保険加入に係る実態・課題等を把握・整理



冬頃

■ 第2回連絡協議会

- ・ 第1回連絡協議会を受けた検討結果の報告
- ・ 5年間の社会保険未加入対策の目標達成状況の検証

※検討結果を踏まえ、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂も視野

調査の目的

社会保険未加入対策の目標年次を迎えることを受けて、社会保険の加入状況や法定福利費の支払い等に関する実態を把握し、5年間の対策を評価するとともに、今後の対策を検討するための基礎資料とする

現場の声等

- ・ 社会保険への加入や法定福利費の支払いについては、現場等により違いがある
- ・ 小規模自治体や民間工事では、末端まで法定福利費が行き渡っていない
- ・ 近年の労務単価の上昇ほど建設技能労働者の賃金は上がっていない

調査の概要

【把握したい事項】

- ①発注者から元請けへの法定福利費の支払い状況及びトレンド
- ②元請けから下請けへの法定福利費の支払い状況及びトレンド
- ③下請け企業が職人に支払う賃金の状況及びトレンド
- ④社会保険未加入の企業・作業員の属性 等

【調査のメッシュ】

- 工事の種類ごとの法定福利費の支払い傾向の違い：国／自治体／民間発注／元請の規模等
- 社会保険未加入の企業・作業員の属性：地域、下請次数、業種、年齢等

- ・ 実施時期： 6月頃～調査票を配布
- ・ 調査対象： 建設業許可業者から一定数の企業を抽出し、アンケート調査票を送付する
- ・ 集計方法： 企業や工事の属性ごとに結果を集計する

社会保険加入促進対策の状況について (報告)

建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾が生じている。このため、関係者の雇用環境の改善や不良未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要がある。

当審議会では、平成23年9月に社会資本整備審議会産業分科会建設部会と合同の基本問題小委員会を設置し、建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための審議を行い、平成24年1月に中間とりまとめが行われたところである。

今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもつて対策に取り組むことが不可欠である。このため、**必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。**

国土交通省をはじめとする建設業担当部局においては、社会保険担当部局との連携を図りつつ、**建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等の必要な措置を講じる必要がある。**また、建設企業・団体においても、下請企業に対する指導や重層下請構造の是正等の取組を講じる必要がある。

また、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資を確保するため、**専門工事業界を中心として見積時の法定福利費の明示を進める**とともに、法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、受注者が義務的に負担しなければならぬ経費であることを踏まえ、**個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう徹底し、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者がそれぞれ**の立場から取組を行うべきである。

背景（建設業における課題）

社会保険未加入企業が多く存在し、

- いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっている
- 適正に保険に加入し、法定福利費を負担している事業者が競争上不利になる

中央建設業審議会 「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」（平成24年3月）

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
を実現する必要がある

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- 社会保険未加入対策推進協議会の設置（H24.5～）
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政（国交省、厚労省）で構成
- ・実施後5年（H29年度）を目標に、**企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す**ことを目標として共有
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- 経営事項審査における減点幅の拡大（H24.7～）
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- 許可更新時等の確認・指導（H24.11～）
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- 国土交通省直轄工事における対策の実施（H26.8～段階的に実施）
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定（H29.4～）
 - ・二次以下の下請未加入企業についても元請にペナルティ（H29.10～）
- 地方公共団体発注の工事における対策の実施
 - ・入札契約適正化法に基づき、未加入業者の排除を要請（H28.6）

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- 下請指導ガイドライン（課長通知）の制定（H24.11～）
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- 直轄工事の予定価格への反映（H24.4～）
 - ・事業主負担及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- 法定福利費を内訳明示した見積書の活用
 - ・専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始（H25.9～）
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底（H28.6～）
 - ・小規模業者を対象とした研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

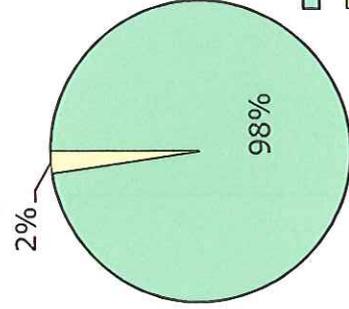
6. 相談体制の充実

- 相談体制の充実
 - ・各都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化（H28.7～）

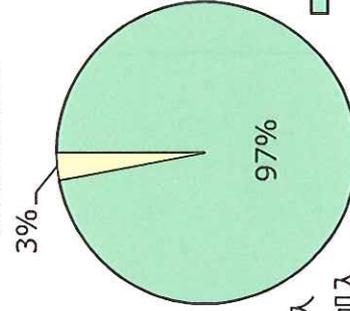
- 公共事業労務費調査（平成28年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0%]、**健康保険では97%** [対前年度比+0.4%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.6%] となっている。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では84%** [対前年度比+1.8%]、**健康保険では80%** [対前年度比+3.5%]、**厚生年金保険では78%** [対前年度比+3.8%] となっている。

企業別

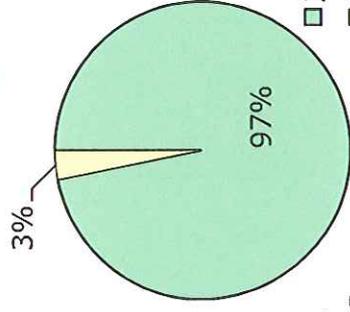
<雇用保険>



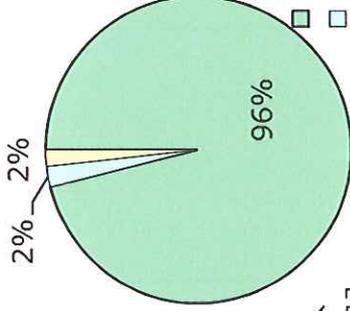
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

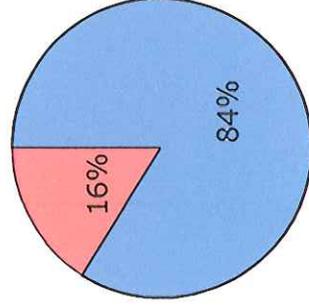


企業別・3保険別加入割合の推移

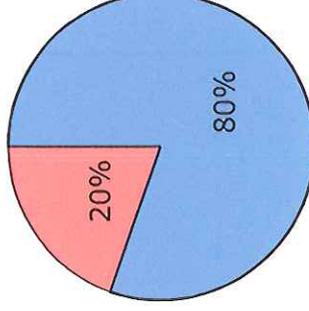
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%

労働者別

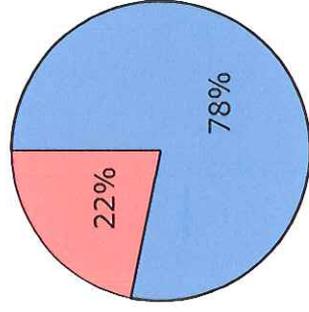
<雇用保険>



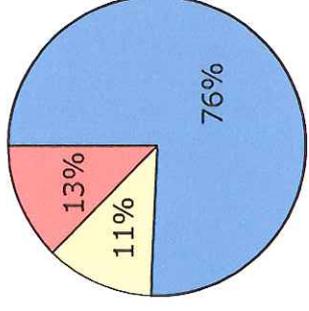
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%
H28.10	84%	80%	78%	76%

1. 追加的な対策の実施

○ 5年間の社会保険未加入対策の取組の目標年次となる平成29年度は、以下の対策を順次、検討・実施するとともに、状況に応じた追加的な措置を講じる。

① 地方公共団体発注工事における対策の徹底

- ・ 社会保険加入企業に限定する取組の推進
- ・ 積算における法定福利費の計上状況をフォローアップ
- ・ **公共工事の標準約款を改正し、元請に対して、下請を社会保険加入企業に限定する旨を規定**
- ・ **公共工事の標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加**

② 民間発注工事における対策

- ・ **民間工事の標準約款を改正し、請負代金内訳書における明示項目に法定福利費を追加**
- ・ 工事を受注する際に施工を社会保険加入企業に限定する誓約書の活用

⑤ 周知・啓発等の充実

- ・ 社会保険に関する相談窓口の充実、パンフレット・マニュアル等の充実
- ・ 一人親方等が「適用除外」として下請に選定することが認められる場合についての確認項目の整理

2. 実態の把握

○ 社会保険加入状況等の実態把握を行い、5年間の社会保険未加入対策で講じてきた施策の有効性等を検証するとともに、実態に応じた効果的な対策について検討する

③ 社会保険未加入企業への対策の強化

- ・ 建設業許可部局と社会保険等部局との更なる連携の強化
- ・ 企業情報検索システムにおいて、許可業者の社会保険加入状況の「見える化」の実施
- ・ **経営事項審査における社会保険未加入企業に対する減点の寄与の強化**

④ 地域における優良な取組の推進

- ・ 都道府県ごとに、地域の特性に応じた社会保険の加入を推進する会議を設置し、地域における社会保険加入に係るきめ細かな取組を定着させる

経営事項審査の改正について

『建設産業政策2017+10』に示された方向性(経営事項審査関連)

今後の建設産業政策の方向性

業界内外の連携による働き方改革

- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、普及状況に留意しつつ、働き方に関する国等の認定制度の取得を評価
 - 経営事項審査において、**社会保険未加入に関する減点の寄与を強化**

業界内外の連携による生産性向上

- 書類を簡素化する
- ・許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化
- ・生産性向上に関する評価の充実
 - 経営事項審査において、企業における生産性を測る指標を評価項目として設定

多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
- ・法律違反への対応の厳格化
 - 法律違反に関する**経営事項審査での減点の寄与の強化**

地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
- ・地域貢献に関する評価の拡充
 - **経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し**
 - 経営事項審査において、維持や除雪の実績の経営規模評価への反映

『建設産業政策2017+10』に示された方向性と改正案

今後の建設産業政策の方向性

業界内外の連携による働き方改革

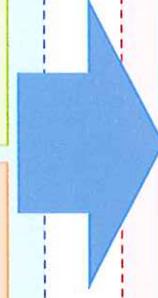
- 働く人を大切にする業界・企業であることを「見える化」する
- ・働き方に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

- 不正が行われない環境を整える
- ・法律違反への対応の厳格化
 - 法律違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化

地域力の強化

- 地域に貢献する企業を後押しする
- ・地域貢献に関する評価の拡充
 - 経営事項審査において、防災活動への貢献状況や建設機械の保有状況の評価の拡充・見直し

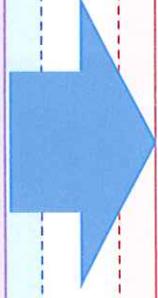


方向性を受けた経審の改正

①W点のボトム撤廃

現行のW点は、制度上、合計値がマイナスとなつた場合は0点として扱われる（マイナス点数として扱われない）が、W点のマイナス値を認める（ボトムを撤廃する）ことにより、社会保険未加入企業や法律違反等への減点措置を厳格化。

※「W1：労働福祉の状況」、「W2：民事再生法又は会社更生法の適用の有無」及び「W4：法令遵守の状況」に影響



②防災活動への貢献の状況の加幅の拡大

防災協定を締結している場合（W3）、現行15点の加点であるところ、20点の加点へと拡大

③建設機械の保有状況の加方法の見直し

建設機械を保有する場合（W7）、現行1台につき加点1（最大15点）であるところ、1台目を加点5とし、加点テーブルを見直し（最大15点は変わらず）

改正の背景・目的

○ 経営事項審査においては、これまでも社会保険加入状況の適正な評価及び社会保険への一層の加入促進を図るため、社会保険未加入企業の社会性(W点)における減点措置と、その厳格化を行ってきたところ。

<～H20>

- ・雇用保険未加入
 - ・健康保険・厚生年金保険未加入
 - ・賃金不払件数(自己申告)
- ⇒それぞれ15点ずつ減点(計45点)



<～H24>

- ・雇用保険未加入
 - ・健康保険・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ30点ずつ減点(計60点)



<H24～現在>

- ・雇用保険未加入
 - ・健康保険未加入
 - ・厚生年金保険未加入
- ⇒それぞれ40点ずつ減点(計120点)

○ また、平成20年4月には、企業活動における法令遵守の状況を適切に反映できるよう、建設業法に基づき行政処分を受けた場合に減点評価をしている。

改正の概要

社会性等(W点)における点数の算出方法を、以下の通り見直す

現行制度上、「社会性等(W)の合計(右表のA)が0に満たない場合は0とみなす」とされているところ、これを0とみなさず(ボトムを撤廃し)、マイナス値であっても合計値のまま計算する

- ・社会保険未加入企業への減点措置を厳格化し、より一層の加入促進を図る
- ・法律違反に対する減点措置を厳格化し、不正が行われにくい環境を整備する

W点の評価項目	最高点 (現行)	最低点 (現行)	最低点 (改正案)
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	-60
...
W4: 法令遵守の状況	0	-30	-30
...
合計(A)	202	0	-210
W評価(A × 10 ÷ 200)	1,919	0	-1,995

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

②防災活動への貢献状況の加点幅の拡大

改正の背景・目的

- 国の機関や地方公共団体と防災協定を締結する建設業者は、災害時の24時間待機など自らの負担も伴いながら防災活動を行い、社会的貢献を果たしている。
こうした建設業者の「地域の守り手」としての活動を評価すべく、平成18年5月より、国、特殊法人等又は地方公共団体と、災害時における建設業者の防災活動について定めた防災協定を締結している建設業者を社会性（W点）において加点評価している。

改正の概要

防災活動への貢献の状況（W3）による評価点数を、以下の通り見直す

現行制度上は、「防災協定を締結している場合に15点の加点評価」とされているところ、「防災協定を締結している場合に20点の加点評価」と改める

W点の評価項目	現行		改正案	
	有	無	有	無
W3:防災活動への貢献の状況(防災協定締結の有無)	15	0	20	0

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割の評価を拡大し、こうした企業を将来にわたって後押しする

③建設機械の保有状況の加点方法の見直し

改正の背景・目的

- 地域防災への備えの観点から、平成22年10月より、災害時に使用される代表的な建設機械について、所有台数に応じて社会性（W点）において加点評価している。平成27年4月には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正を受け、評価対象とする建設機械を一部拡大している。
- 一方、企業によっては災害時に使用する建設機械を購入すると経営状況（Y点）が低下し、結果として総合評定値（P点）が低下してしまうなど、W点での評価が建設機械保有へのインセンティブに繋がっていないケースもある。
- また、大型ダンプ車については、現行は自家用のものしか加点対象となっていないが、建設企業が主として建設業の用途に使用し、災害時に活躍する大型ダンプ車の中には、営業用に区分されているものも存在している。

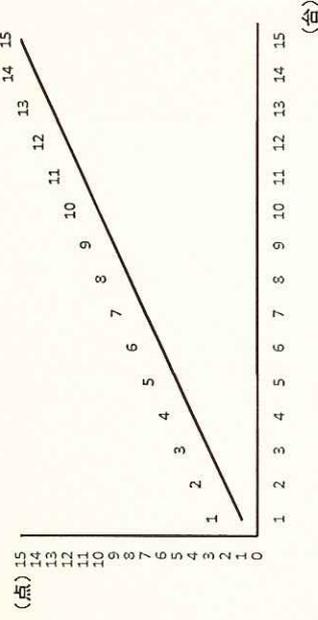
改正の概要

建設機械の保有状況（W7）による評価方法を、以下の通り見直す

- ① 加点テラブルを見直し、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価する。

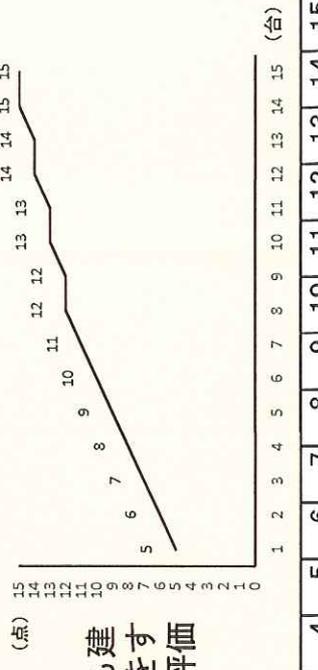
【現行制度】

1台につき加点1
(最大15点)



【改正案】

少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価
(最大15点)



(台)

(点)

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

- ② 営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用するものを評価対象とする。

➡ 建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、こうした企業を将来にわたって後押しする 5

建設工事標準請負契約約款の改正について

標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 この法律、公共工事の前払金保証事業に関する法律 及び入札契約適正化法 によりその権限に属させられた事項を処理するため、国土交通省に、中央建設業審議会を設置する。

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

種類

① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約

（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

社会保険加入促進に係る改正

下請企業を含めた社会保険加入企業への限定①

現状

- 国土交通省直轄工事においては、平成29年4月以降、2次以下を含めた全ての下請企業を対象に、社会保険加入業者に限定する対策を実施しているところ（防衛省、農林水産省においても同様の措置）。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

（出典）入札契約適正化法に基づく実態調査

	実施している (定期の競争参加資格審査等で確認)		実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	17	15	2	4
都道府県	45	38	2	9
市区町村	840	611	901	1130

② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、1次下請まで加入企業に限定(2次下請以降の限定も含む)		下請業者へのその他の対策を実施 (未加入業者の通報を含む)		対策を実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	6	5	6	3	7	11
都道府県	9	2	31	19	7	26
市区町村	137	90	824	54	780	1597

改正の方向性（案）

- 公共約款において、元請企業に対し、当該工事の下請（二次以降を含む）を社会保険加入企業に限定する規定を新設。ただし、地方公共団体の実情に配慮し、選択して条文を採用できるように措置。

選択肢①： 二次以下を含めた全ての下請企業を、社会保険加入企業に限定

第七条の二（A）**受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。**

- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
- 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
- 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ、工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 当該社会の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出したとき
- 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ、工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求めた日から〇日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

注 〇の部分には、たとえば、三十七と記入する。

- 3（a）**受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。**
 - 社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額
 - 社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の百分の〇に相当する額
- 3（b）**受注者は、社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。**

注 「十分の〇」の部分には、たとえば、一と記入する。「百分の〇」の部分には、たとえば、五と記入する。

（A）は全ての下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。

違約罰を課す場合は、（a）又は（b）を選択して使用し、課さない場合は、第三項を削除する。

選択肢②： 一次下請を、社会保険加入企業に限定する規定

第七条の二（B）**受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。**

- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出
- 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出
- 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ、工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

3 **受注者は、前項に定める特別の事情があると認められなかった場合又は同項に定める期間内に確認書類を提出しなかった場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の十分の〇に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。**

注 〇の部分には、例えば一と記入する。

（B）は下請契約の相手方のみを社会保険等加入建設業者に限定する場合に使用する。違約罰を課さない場合は、第三項を削除する。

下請企業が社会保険未加入の場合

一次下請だけでなく、
二次下請以降にも
違約罰を課す

第3項(a)を活用
※国交省直轄工事の契約書
(H29.10～予定)

一次下請の場合に限り、
違約罰を課す
(※)二次下請以降には加入指導を実施

第3項(b)を活用
※国交省直轄工事の契約書
(H29.4～現在)

違約罰は課さない
(※)いずれの下請にも加入指導を実施

第3項を削除

二次下請以降も含め
加入企業に限定
第7条の2(A)

下請企業が社会保険未加入の場合

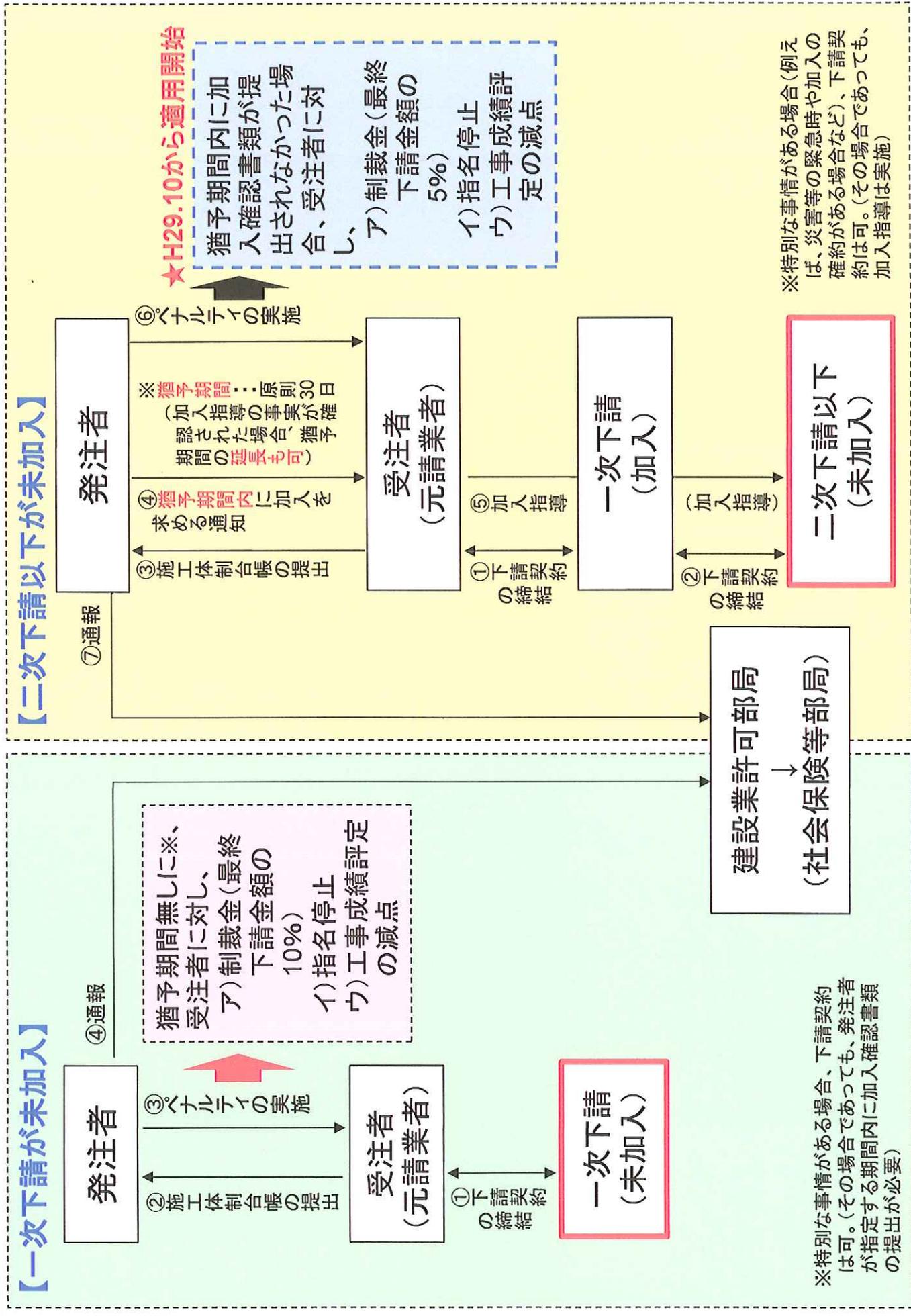
違約罰を課す

第3項を活用
※国交省直轄工事の契約書
(H26.8～H29.3)

違約罰は課さない
(※)一次下請に加入指導を実施

第3項を削除

一次下請のみ
加入企業に限定
第7条の2(B)

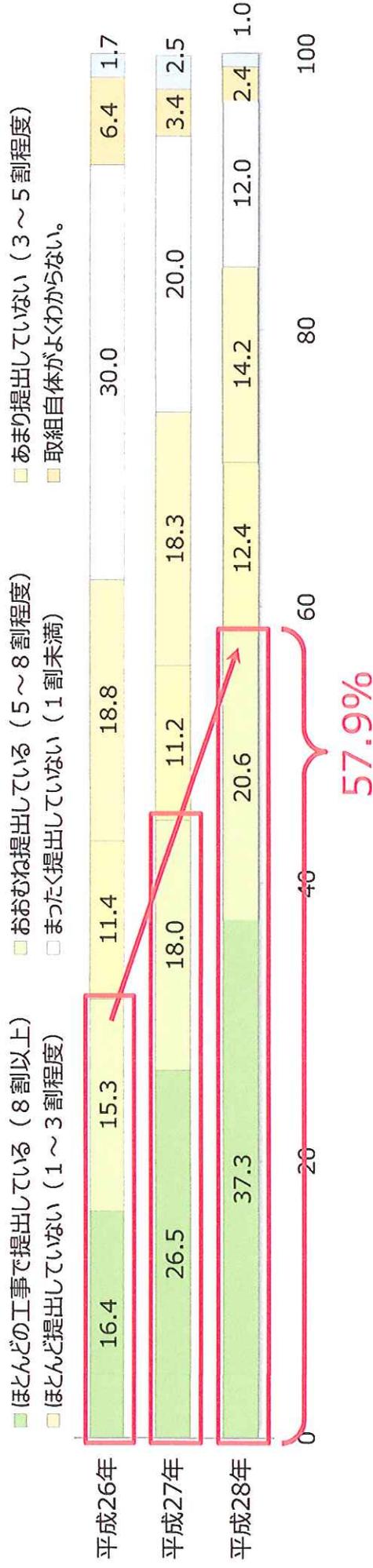


現状

- 元請 - 下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展。
- 国交省直轄工事では、予定価格の積算において計上した法定福利費の概算額を、入札調書に明記して公表。ただし、請負代金内訳書の様式及び記載内容において、法定福利費までは明示されていない。
- 民間発注工事においては、従来、法定福利費の内訳明示について、標準的なルールは設けられていない。

＜見積書の提出状況（下請企業への質問）＞

（出典）法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況等に関するアンケート調査（平成28年調査：回答数約3100件）



改正の方向性（案）

- 標準約款（公共/民間/下請）において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化。

【条文案】（民間約款・甲） ※赤字部分を新設

（請負代金内訳書及び工程表）

第4条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

契約解除に伴う違約金条項に係る改正

現状

- 国交省直轄工事では、昨年11月9日付で、破産管財人等からの解除にも対応できる違約金請求権の規定を設けるよう措置済み。
- 併せて、地方公共団体に対しても、同様の措置を講ずるよう働きかけを実施済み。

改正の方向性（案）

- 公共約款において、現行の国交省直轄工事の措置を参考に、違約金の発生事由として、「受注者による履行拒否、受注者の帰責事由による履行不能」の場合を新たに追加するとともに、「破産管財人等が解除した場合もこれに該当するものとみなす」よう措置。

【条文案：公共約款】※赤字は、ポイントとなる新設部分

（発注者の解除権）

第四十七条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
一～六 （略）

（契約が解除された場合等の違約金）

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の十分の〇に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百五号）の規定により選任された再生債務者等

債権者等

3 第一項の場合（前条第六号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又は

これに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第一項の違約金に充当することができる。 8